

平成22年度町田市教育委員会

第3回臨時会会議録

- 1、開催日 平成23年（2011年）2月17日
- 2、開催場所 教育長室
- 3、出席委員
- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 委員  | 長 | 富川快雄 |
| 委員  |   | 岡田英子 |
| 委員  |   | 井関孝善 |
| 委員  |   | 高橋圭子 |
| 教育長 |   | 渋谷友克 |
- 4、署名委員
- |     |  |
|-----|--|
| 委員長 |  |
| 委員  |  |
- 5、出席事務局職員
- |              |       |
|--------------|-------|
| 学校教育部長       | 白井一生  |
| 生涯学習部長       | 安藤源照  |
| 学校教育部次長      | 小瀬村利男 |
| （兼）教育総務課長    |       |
| 教育総務課担当課長    | 飯島博昭  |
| 生涯学習部次長      | 古木洋   |
| （兼）生涯学習課長    |       |
| 生涯学習部次長      | 守谷信二  |
| （兼）図書館長      |       |
| 図書館市民文学館担当課長 | 田中英夫  |
| （町田市民文学館長）   |       |
| 公民館長         | 熊田芳宏  |
| 書記           | 羽生謙五  |
| 書記           | 岡田勝之  |

6、提出議案及び結果

議案第84号 町田市民文学館条例の一部を改正する条例（案）について

原 案 可 決

議案第85号 町田市公民館条例の一部を改正する条例（案）について

原 案 可 決

7、傍聴者数 0名

## 8、議事の概要

午後4時30分開会

○委員長 それでは、ただいまより町田市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

それでは、以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、議案審議事項。

議案第84号「町田市市民文学館条例の一部を改正する条例（案）について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第84号についてご説明を申し上げます。町田市民文学館条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、町田市民文学館の会議室等につきまして、受益者負担の適正化に関する基本方針に基づき使用料の見直しを行うため、別表のとおり改正をするというものでございます。

なお、この条例につきましては、平成23年町田市議会第1回定例会、3月議会へ上程することを予定しております。

今回の条例の改正理由でございますが、1枚めくっていただいて、1ページのところに提出理由について簡単に記してございます。大きくは、施設等の使用料を改めるということと文言整理を行うということでございます。この改正に当たりましては、受益者負担の適正化に関する基本方針、これは町田市としての方針なわけですが、この町田市の方針に基づいて町田市民文学館使用料について見直しを行うということを考えているものでございます。

その改定に当たりまして、使用料の目安でございますけれども、市民フォーラム、市民文学館、公民館という隣接する3つの施設があるわけですが、この3つの施設の運営コストの50%を目安に使用料を設定したということでございます。そのほか、この改正に伴い

まして条文の一部を整理、文言の整理を行うということでございます。

なお、改正後の使用料でございますけれども、平成23年8月1日以降の使用分、利用分から適用するというので、別表第2の表の改正規定は公布の日から施行するというのでございます。

条例の改正内容でございますけれども、2ページ以降にあるとおりでございます。内容的に不明の点等があればご質問いただき、担当部からお答えをしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

ただいまの説明で何か質疑がありましたらお願いします。

○井関委員 今は文学館だけですか。

○教育長 これは文学館だけです。

○井関委員 後で公民館のところともちょっと関係するのですけれども、受益者負担の適正化に関する基本方針というのは、最初に聞いたときだと一般的なふう聞いたのですけれども、これは町田市で制定したものです。そして、その格はどのぐらいになるのですか。要綱とか、そういうようなレベルなのですか、要綱よりもっと上の教育プランとか、そういうような感じのものですか。

○委員長 基本方針がどういう位置づけなのかということですね。

○生涯学習部長 正式に何になるかというのはいろいろ議論があると思いますが、一般的に考えれば訓令という考え方になるのではないかと思います。

○井関委員 そうすると、市長が制定した……。

○生涯学習部長 市長が基本的な考え方を示されたというふうにとめてあります。

○委員長 文章化されているわけではないのですか。

○生涯学習部長 2010年8月10日付で受益者負担適正化に関する基本方針ということで出されているものであります。文章として出されております。ただ、作成は、もちろん財政課ということになりますけれども。

○井関委員 そうしますと、多分議会などだったら当然わかると思いますが、きょう傍聴者の人がいらっしゃるとしたら、町田市のと入れないと、町田市となれば、やっぱり町田市全体で考えたのかと考えるけれども、そうでないとすると、その中身はとか、そういうことの質問が出てくるのではないかなと思いましたので。

○岡田委員 市民文学館のほうで主催する講座ですとか、無料でホールですとか会議室を

使うというような場合についての記載はないのですけれども、それはこういうところには載せておかなくても構わないのですか。

○図書館市民文学館担当課長 無料の記載という部分につきましては、文学館条例の中に免除規定がございます。その条文については、今回変更はございません。ですから、使用について今まで無料だったものが有料になるというようなことはございませんので、あくまで基本的には料金、金額の改定というふうにお考えいただいでよろしいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

3 ページに書いてあるのが新しい使用料ということですね。アンダーラインが引かれているところは改正されて——4 ページが改正前で、3 ページが改正されたほう、アンダーラインが引かれているところが改正されましたよということですね。そのように読んでいただきたいと思います。

よろしいですか。——では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第84号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第85号 町田市公民館条例の一部を改正する条例(案)についてを審議いたします。教育長より説明をお願いします。

○教育長 議案第85号につきましてご説明申し上げます。町田市公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、町田市公民館のホール及び諸活動室について、受益者負担の適正化に関する基本方針に基づきまして使用料の見直しを行うため、別表のとおり改正するものでございます。

先ほどと同様に、この条例につきましても平成23年の第1回議会定例会に上程を予定しているものでございます。

めくっていただいて、1 ページに先ほどと同様に今回の条例改正理由について明記してございます。

その改正内容でございますけれども、施設等の使用料を原則有料とすることと文言の整理を行うということでございます。受益者負担の適正化に関する基本方針、これは町田市でございますが、これに基づきまして使用料の見直しを行うため改正するという事です。

公民館につきましては、従来、社会教育の振興という施設目的にかんがみまして、原則無料という取り扱いをしてきたわけでございますけれども、公民館利用者と公民館以外の施設の利用者の双方の実態が大きく変わらないということもございまして、統一を図るために改定をさせていただきたいということでございます。料金の使用料の決定に当たりましては、市民フォーラム、市民文学館、公民館、隣接する3施設の運営コストの50%ということで、先ほどと同様ですが、それを目安に使用料を設定したものでございます。

なお、公民館にはホールがございまして、このホールにつきましては実際の公民館の利用状況にかんがみまして、ロールバックチェアを使用しない場合につきましては、地域センターの使用料を参考にいたしましたものでございます。

そのほか、今回の改正に伴う文言整理がございまして。

そこでございますように、改正後の使用料につきましては、平成23年8月1日以降の適用ということになります。

このいわゆる有料化ということについては、これまで生涯学習センターに関する説明の中でも触れさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に質疑はございますか。

○井関委員 生涯学習センターと絡んでくるので非常に複雑ですけども、一番心配しているのは、生涯学習センターの審議をしたときかなり請願が出て、その方々が心配していたのは公民館が有料化になるのではないかという話だったのですね。原則有料だけれども、条例の第4条にあるような「おおむね次に掲げる事業」とずらずらと書いてありましたけれども、ここに書いてあるようなものは無料と考えてもいいのですか。第7条に「使用料は無料とする。ただし、法第20条に定める目的以外に使用する場合はお金を取る」と。ここに挙げたものは、法第20条に定める目的以外のものですか、それとも全部一応含んでいると。今の使い方は目的以外と考えてお金を取りますよということですか。

○公民館長 今、一般利用については無料ですけども、それは地域センターと同じような使い方をしていくということで有料にするということでございます。社会教育法の公民館事業については、原則無料ということで考えております。特に公民館の場合は、普及とか学習のきっかけづくりとか、そういう目的がございまして、また、一部実際は資料代なども取っているんですけども、これはあくまでも材料費みたいな感覚で取っております。

て、事業についてはすべて無料という考えは変わりません。

○委員長 公民館事業については無料、それは変わらないということですね。

○井関委員 多分少し落とされると思うのですけれどもね。

あとは金額の件ですけれども、全然正式ではないけれども、去年の8月に生涯学習センターなどでいろいろやったときには、今、公民館条例で決まっているものを200としますと、今回は100ぐらいですね——100ではないかな。もう一回ちゃんとしないといけませんね。例えば今回、ホールの1日使ったもので考えますと、ホールで1日考えるのは、今の条例だと2万2400円ですね。それが今度1万1200円いただきますよということですね。そのときに、去年の協議会をやったときに、地域センター、今回は公民館と文学館とフォーラムを考えていますけれども、地域センターを考えると5800円ぐらいではないかという話が出たのではないかと思いますので、これとの違いというのはどういうことですか。

○生涯学習部長 公民館については、現在も市民フォーラムと文学館、有料の場合にはという限定が付きましますけれども、同じ料金体系をベースにしてあります。したがって、今回の条例の改正に当たっても、この3施設をベースにして改定を行ってきているということになります。今回の改定で、先ほど教育長のほうからの説明がありましたように、市民センターと公民館のホールの使い方が同じだということはどういうことかといいますと、ダンスなどでいすなどを出さないで使っている。一方、先ほど申し上げたように、市民フォーラムの金額のあるのは横引きでこれを設けているわけですけれども、フォーラムの場合にはいすが固定でセットされていて、ダンスで使うような形態はとりません。使い方が違いますので、これについては地域センターの考え方をういたということなんです。

地域センターの考え方をういたということがどういうことかといいますと、地域センターについては通常の部屋の単位当たりの利用料、面積当たりの利用料ということになります。これのおおむね4割程度になっております。そのことを念頭に置きながら、つまり、公民館の諸室の使用料とホールの単位当たりの値段ということになります。それを市民センターと同じ考え方、つまり下げるという考え方で今回設定している。したがって、1万1200円という数字になっているという計算の仕方でご理解をいただければと思います。

○井関委員 1つだけ、そのときに5800円という数が出てきた理由というのはおわかりになりますか。それとの違い。

○生涯学習部長 5800円の数字は、今この時点ですぐに、どういう前後関係の中で出たのか記憶にはございませんけれども、要は地域センターの数字がどのくらいだということ

お尋ねがあつてお答えしたのではないかとは思いますが。

○井関委員 一応今回は地域センターというのを出さなければ、例えば市民フォーラムと文学館と公民館の3つだけ是一緒ですよと。市民センターのほうは参考にするかもしれないけれども、それに全部ぴったり倣わないとすれば、それはそれなりにわかるのですけれども、センターという、この前お話をいただいたときに、地域センターのようにすると、こんなものですかねというような数がちょっと出たものですから質問したのです。

○生涯学習部長 先ほど申し上げましたように、ベースになる金額が市民センターグループと公民館、市民フォーラムグループとは違いがありますので、そういう意味で数字の違いが出ているということでもあります。

○委員長 先ほどの第84号で審議した文学館の場合と公民館の場合、改正する条例案の審議の内容として、片方は料金改定するわけですね。ところが、公民館の場合は、従来原則無料だったものを有料化するという点でかなり内容的に違うと思うのですよ。そういう中で細かなプロセスのことはよくわかりませんが、例えば公民館運営審議会だとか、社会教育委員の会議だとか、そういうところの考えなどを事前に聞いたり、意向を打診したりというようなことはしたのですか。

○公民館長 公民館には運営審議会がございまして、運営審議会の役割というのは、公民館事業の調査、審議という内容になっておりまして、今回みたいな料金の関係については運営審議会の議題ではないということになります。したがって、この間、昨年8月に方針が示された後、こういう動きがありますという報告はさせていただいていますが、その中で審議はしていません。

○委員長 審議はしていない、報告はしているということですね。報告したときの感触というのは、どんなものがありましたか。

○公民館長 これはあくまでも私の感想になりますけれども、やはり今までが無料だったという中で、いきなり有料というのはどういうわけですかというご意見はいただきました。しかし、これは市の方針ということで考えておりますので、公民館だけが例外ではありませんという話は申し上げました。

○委員長 もう一つは、参考に伺うのですけれども、近隣都市の公民館の使用料は実情としてはどうですか。

○公民館長 私どものほうで調査をしましたら、多摩26市中、11市が条例で有料というふうに定めております。公民館というところでは、多摩市、狛江市、東村山市、あきる野市



の4市が有料でございます。そのほか、生涯学習センターとして八王子市、立川市、武蔵野市、東久留米市、清瀬市、羽村市、青梅市の7市が有料でございます。あと、この近隣ですと相模原市、座間市、厚木市は公民館ですが、ここは無料ということでございます。そのほかは、横浜市、川崎市、大和市は生涯学習施設になってはいますが、そこは有料ということでございます。

有料の価格設定ですが、今回は、先ほど生涯学習部長のほうからも申し上げましたけれども、中心市街地の3施設のコスト計算でやっていますので、他市の施設に比べますと高目になっているところでございます。

○委員長 わかりました。

ほかにございますか。

○岡田委員 確認というか、公民館という名前ですとこうした貸し出しをしていくのですか、それとも生涯学習センターという名前に施設の名前が変わるのですか。

○生涯学習部長 現在、公民館でありますし、公民館条例の改正でありますから、町田市公民館という書き出しになってくる、表現になっていくということです。ちなみに、生涯学習センターにつきましては、2012年4月からということになりますので、その間は現状の公民館の使用料という形になります。

○委員長 それ以降については、また変更もあり得るのですね。

○生涯学習部長 その件についてはまたご議論いただくようになると思いますけれども、現在考えていることで申し上げますと、公民館については施設として残すということになります。したがって、公民館の施設の使用料という形も残ってくるというふうになりますので、この表については改正がない限り引き続き生きてくるものと理解をしております。

○委員長 よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第85号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

以上をもちまして町田市教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。

午後4時54分閉会